

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び 検疫法の一部を改正する法律案の概要

今冬に向けてSARSへの対策をより迅速かつ的確に講ずるため、国内における感染症対策として①感染症の類型の見直し、②国による対応の強化、③動物の輸入届出制度の創設、④検疫との連携の強化を行うとともに、水際対策たる検疫の強化を行うことを内容とする感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の改正を行う。

1 概要

(1) 国内における感染症対策の強化(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の改正)

① 感染症の類型の見直し

一類感染症に「重症急性呼吸器症候群」及び「痘そう」(天然痘)を追加するとともに、媒介動物の輸入規制、消毒、ねずみ等の駆除等の措置がとれる感染症の類型を創設する。

② 国による対応の強化

緊急の必要があるときには、国が自ら積極的疫学調査を実施できるようにするとともに、都道府県知事等が行う感染動向の把握及びまん延防止のための事務に関し、厚生労働大臣が必要な指示をすることとができることとする。

③ 動物の輸入届出制度の創設

感染症を感染させるおそれがある動物及びその死体を輸入する者は、輸出国における検査の結果、感染症にかかっていない旨の証明書を添付し、動物等の種類、数量等を届出なければならないこととする。

④ 検疫との連携の強化

都道府県知事等は、検疫法に基づき、検疫所長から健康状態に異状が生じた入国者についての通知を受けたときは、当該者に対し必要な質問又は調査を行うことができることとする。(調査結果は厚生労働大臣に報告)【(2)①と関連】

(2) 検疫の強化(検疫法の改正)

① 検疫感染症に感染したおそれのある者に対する入国後の健康状態の確認等

検疫所長は、検疫感染症に感染したおそれのある者に対し、入国後の居所等について報告を求めるとともに、一定の期間、体温等の健康状態の報告を求めることができることとする。

検疫所長は、上記の報告により健康状態に異状が生じた者を確認したときは、その者の居所を管轄する都道府県知事等に通知しなければならないこととする。

② 新感染症についての医師の診察

厚生労働大臣は、外国に新感染症が発生した場合、緊急の必要があると認めるときは、検疫所長に対し、当該新感染症にかかっていると疑われる者に対する診察を行うよう指示できることとする。

2 施行期日

公布の日から起算して20日を経過した日。ただし、動物の輸入届出制度の創設については、公布の日から2年以内で政令で定める日。

感染症対策の強化

最近の海外における感染症の発生状況、国際交流の進展等

※網掛け部分は今回の
の法案で措置

水際対策

(国内に常在しない感染症の海外からの侵入防止)

◎ 検疫

検疫の対象となる感染症の病原体が国内に侵入するおそれが

- ・「ある」→隔離・停留
- ・「ほとんどない」→仮検疫済証の交付
- ・ 感染症に感染したおそれのある者に対する入国後の健康状態の確認
- ・ 健康状態に異状が生じた者を確認したときは、管轄の都道府県知事等に報告
- ・「ない」→検疫済証の交付

◎ 動物由来感染症対策

- ・ 輸入禁止 (特定地域から発送されるサルなどの指定動物が対象)
- ・ 輸入検疫 (指定動物の係留観察)
- ・ 輸入届出 (指定動物以外で感染症を人に感染させるおそれがあるものの輸入について衛生証明書を添付して届出)

国内感染症対策

(感染症の発生予防・まん延防止・患者に対する医療の提供)

◎ 国の基本指針と都道府県の予防計画 (緊急時における対策を追加)

- ◎ 医師・獣医師の届出 (対象となる感染症を追加)
- ◎ 積極的疫学調査 (発生状況、動向及び原因の調査)

- ・ 緊急時には厚生労働大臣も自ら実施
- ・ 感染症の発生状況の調査に関する都道府県等の連携

◎ 水際対策との連携

- ・ 都道府県知事等による健康状態に異状が生じた者に対する質問・調査
- ・ 調査結果を厚生労働大臣に報告

◎ 対象疾病・疾病分類に応じた措置

- ・ 1類感染症 (最も重篤な感染症) に「重症急性呼吸器症候群 (SARS) 及び「痘そう」 (天然痘) を追加
→患者の入院、消毒等の措置
- ・ 鳥インフルエンザ等動物から感染する感染症について新たに消毒等物的措置を講ずる。

緊急時における都道府県知事等に対する厚生労働大
臣の指示

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（案）

政府は、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一 SARSに係る感染症法上の類型については、ウイルスの解明、SARSの病態・感染経路の解明を急ぎ、治療薬・ワクチンの開発などの医療の状況も含め医学的知見の集積等を踏まえ、二年毎の見直しを行うこと。

二 検疫法第十八条第二項に規定する入国者に係る入国後の健康状態の報告義務については、SARSの疑いがある患者がいる医療機関で働いていた者や患者の家族等、濃厚接触のあった者等に限定するなど、科学的根拠に基づいた運用を図ること。また、これらの者に係る個人情報保護については万全を期すこと。

三 検疫については、国内の対策と密接な連携を取りつつ的確な運用に努めるとともに、感染症の発生状況に応じて機動的な対応が可能となるよう人員の配置等体制の強化に努めること。

四 保健所については、緊急時において、国、地方公共団体の関係行政機関と緊密な連携を図りつつ、住民に対して必要な情報の提供に努めるとともに、地域における感染症対策の中核機関として、その機能が十分果たせるよう機能強化を図るため必要な措置を講ずること。

五 感染症患者や家族に対する差別や偏見が生じないように、関係省庁間の連携を取りつつ、職場、地域、学校等への啓発を徹底すること。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律案
に対する附帯決議（案）

政府は、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一、SARSについては、ウイルス、病態及び感染経路の解明並びに治療法、治療薬及びワクチンの開発を急ぐとともに、これらの医学的知見の集積等を踏まえ、その感染症法上の類型について、二年ごとの見直しを行うこと。

二、検疫法第十八条第二項に規定する入国者に係る入国後の健康状態の報告義務については、SARSの疑いがある患者がいる医療機関で働いていた者や患者の家族等、濃厚接触のあった者等に限定するなど、科学的根拠に基づいた運用を図ること。また、これらの者に係る個人情報保護については万全を期すこと。

三、検疫については、国内の感染症対策と密接な連携を取りつつ的確な運用に努めるとともに、感染症の発生状況に応じて機動的かつ柔軟に対応できるよう人員を配置する等体制の強化に努めること。

四、保健所については、地域における感染症対策の中核機関として、国、地方公共団体の関係機関と緊密な連携を図りつつ、住民に対する必要な情報の提供等、その役割が十分果たせるよう体制の強化を図ること。

五、感染症に係る施策の実施に当たっては、感染症患者やその家族に対する差別や偏見が生じないように、関係機関との連携を取りつつ、職場、地域、学校等への啓発を徹底すること。

六、SARSに感染した疑いのある者に係る外来診療については、対応可能な体制を備えた拠点医療機関（協力医療機関）を定める等により、地域における医療提供体制に混乱が生じないように必要な措置を早急に講ずるよう努めること。

七、生物テロへの対応については、引き続き、必要となる治療薬及びワクチンの確保に努めるとともに、医師、看護師、保健師等に対する教育・研修の充実を図ること。

八、感染症を人に感染させるおそれのある動物等の輸入に係る届出制度については、できるだけ早期に実施できるように準備を急ぐとともに、当該動物等の所有者、管理者に対しては、それらの管理を適切に行うことができないよう必要な情報の提供等に努めること。

九、地球規模化する感染症問題については、海外の事例の収集、分析等を踏まえ、新感染症等への速やかな

対応が可能となるよう人材の確保、研究機関の体制整備等を重点的かつ積極的に行うこと。また、海外における患者情報の把握及び発生源対策が重要であることにかんがみ、WHO及びASEAN並びに二国間協議等を通じた国際医療協力の一層の推進を図ること。

十、感染症の患者及び感染者に対し、その人権に配慮した良質かつ適切な医療が提供されるよう、医師、看護師、保健師等に対する教育・研修の充実、感染症専門医の育成等に努めるとともに、感染症指定医療機関について、その指定が促進されるよう必要な措置を講ずるよう努めること。

右決議する。